

富岡市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を別紙のとおり変更することとした。

なお、この字の区域の変更の効力は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から生ずるものとする。

令和2年9月28日

富岡市長 榎 本 義 法



変 更 理 由 書

県営松義西部土地改良事業の施行に伴い、地区内の土地の区画及び形状を改めた結果、字の区域を変更する必要が生じたため。

事 業 の 概 要

- | | | |
|---|------|-----------------|
| 1 | 事業名 | 県営松義西部土地改良事業 |
| 2 | 事業主体 | 群馬県 |
| 3 | 事業年度 | 平成24年度から令和2年度まで |
| 4 | 事業面積 | 52.8ヘクタール |

変 更 調 書

富岡市

大 字	字	地 番
松井田町行田	① 大道南横道東	409の8、444の4、453の11、454の6、455の5、455の6、458の5、458の6
	② 市子塚	460の5、460の6、461の4、462の9、463の6
	③ 二本杉原東	501の2、501の4、502の4、503の3、503の6、504の4、505の13、506の12、506の13、507の5、510の5、511の7、514の8、514の9、515の6、515の7、516の8、516の12、516の14、516の15、518の4、518の5、519の9、521の7、522の4

上記区域を妙義町北山字北山に変更する。

富岡市

大 字	字	地 番
妙義町北山	④ 北山	1、2の一部
妙義町岳	⑤ 中原	甲371の一部、乙371の一部、373の1の一部、374の1の一部、375の一部、376の一部、377
	⑥ 下原	387、388
妙義町大牛	⑦ 岡穂谷	208の1、209から212までの各一部
	⑧ 中原	213の一部、214の一部、220の一部、245の一部、246の一部
	⑨ 社宮司	272の一部
松井田町行田	⑩ 大道南横道西	384の5、400の5、404の4、405の5、405の6、406の5、406の6
	⑪ 大道南横道東	409の5から409の7まで、409の11、410の1、410の5、427の4から427の6まで、428の3、428の4、429の5、430の1、430の3、430の4、431の2

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部及び妙義町岳字下原378、378の地先の道路、379の1、379の2、383、384、385に隣接する道路である公有地の全部並びに妙義町大牛字岡穂谷207に隣接する道路である公有地の全部を含む。）を妙義町大牛字下原に変更する。

⑫⑬

変 更 調 書

富岡市

大 字	字	地 番
妙義町岳 ⑭	中原	351の一部、352、353、甲354、乙354、355、356の1、357の1、358、甲359、乙359、360から363まで、364の1、364の2、365、366の1、367の1、368の1、乙368、369、370、甲371の一部、乙371の一部、372の1、373の1の一部、374の1の一部、375の一部、376の一部
妙義町大牛	⑮ 下原	乙130の一部、乙131の一部
	⑯ 岡穂谷	209から212までの各一部
	⑰ 社宮司	256、257の1、270、271の1、271の2、272の一部、273
	⑱ 上原	370の一部、371から377まで、378の1、379の1、380の1の一部、381の一部、382の1の一部、383の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部及び妙義町大牛字社宮司254、255の1、255の2、255の3、256の地先の道路に隣接する道路である公有地の全部を含む。）を妙義町大牛字中原に変更する。

⑲

富岡市

大 字	字	地 番
妙義町岳	⑳ 上原	330の1、331の1、332の1、333から335まで
	㉑ 中原	351の一部

上記区域（同区域に隣接する道路である公有地の全部及び妙義町岳字中原350に隣接する道路である公有地の全部を含む。）を妙義町大牛字上原に変更する。

㉑



